

## ○石垣市民憲章推進協議会環境美化推進モデル地区交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、石垣市民憲章推進協議会環境美化推進モデル地区(以下「モデル地区」という。)の自主的な活動を支援するための交付金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (交付金の対象団体等)

第2条 交付金の交付対象団体は、モデル地区の指定を受けた自治公民館団体、各種団体等とする。

2 同一の対象団体に係る交付金の交付については、指定を受けた年度から連続して2か年を上限とする。

### (交付金の対象活動等)

第3条 交付金の対象活動は、石垣市内の環境美化に資する活動とする。

2 交付金の対象活動期間は、交付金を受けようとする年度の3月末日までとする。

### (交付金の額)

第4条 交付金の額は、1団体につき年額5万円を上限とする。

### (交付金の交付申請)

第5条 交付金の申請をしようとする団体は、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

(1)モデル地区交付金申請書(様式第1号)

(2)事業計画書(様式第2号)

(3)その他会長が必要と認める書類

### (交付金の交付決定)

第6条 会長は、交付金の交付申請があったときは、当該申請の内容の審査を開催し、交付すべきと認めるときは、速やかにモデル地区交付金交付決定通知書(様式第3号)により申請を行った団体に通知するものとする。

### (実績報告)

第7条 交付決定を受けた団体は、活動終了後、速やかにモデル地区事業実績報告書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月24日から施行する。
- 2 平成25年8月8日 一部改正
- 3 平成28年5月27日 一部改正